

環球

中国法速報 (No.68)

2022年12月16日発行

トピックス

個人情報保護に係る重要規定の実施状況の振り返り
～「個人情報保護法」施行から1年余りを経過して～(前編)

法令ニュース

2022年11月重要法令解説



編集・発行: 環球法律事務所 (GLOBAL LAW OFFICE)
日本業務チーム
GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階
&20階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200031
上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518052
深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大廈B座27階
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987

成都
〒610041
成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼37階
Tel: (86 28) 8605 9898
Fax: (86 28) 8313 5533

個人情報保護に係る重要規定の実施状況の振り返り ～「個人情報保護法」施行から 1 年余りを経過して～(前編)

2021 年 11 月 1 日、個人情報の取扱いに係る指針を定めた「中華人民共和国個人情報保護法」(以下、「個人情報保護法」という)が施行された。同法施行から 1 年余りが過ぎたが、規制はどのように進んでいるのだろうか。また、個人情報取扱者である各事業者に課せられた義務はどのように履行され、どのような面で課題が残っているのだろうか。

本稿では、そうした疑問点を踏まえ、個人情報保護法の実施状況について振り返り、個人情報保護に係るコンプライアンス上の見通しについて考察する。

I 基本条項

1. 関連規定

個人情報保護法第 13 条では、個人情報の合法的な取扱いについて、次のとおり 7 項目の原則を掲げている。

- (1) 個人の同意を取得している場合
- (2) 個人が一方当事者となる契約の締結、履行に必要な場合、又は法により制定した労働規則及び法により締結した労働協約に従い、人的資源管理を行うため実施に必要な場合
- (3) 法定職責又は法定義務の履行に必要な場合
- (4) 突発的な公衆衛生事件に対応するため、又は緊急状況下において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために必要な場合
- (5) 公共利益のため報道、世論監督等の行為を実施し、合理的な範囲内において個人情報を取扱う場合
- (6) 本法の規定により合理的な範囲内において、個人が自ら公開し、又はその他の既に合法的に公開されている個人情報を取扱う場合
- (7) 法律、行政法規の定めるその他の事由

このうち 4 項目について、以下、現時点での実施状況や今後の展望を分析する。

2. 実施状況

(1) 個人の同意の取得

「個人の同意の取得」は、個人情報保護法が施行される前から、「中華人民共和国民法典」により、個人情報取扱の合法化において基礎となる要件であると定められていた。個人情報保護法では、7 項目の原則のうちの一つに過ぎなくなりましたが、個人情報取扱者による個人情報の合法的な取扱いにおいて、依然として、最も重要な要件であることは変わらない。個人情報保護法第 17 条に定める「告知」は、個人情報取扱者が個人情報を取扱ううえでの義務である。アプリ製品等の IT の分野では、通常、プライバシーポリシーにおいて、「告知」と「同意」がセットで出現し、ユーザーは「告知」の内容を理解したうえで

「同意」という意思決定を行っている。個人情報取扱者は、ポップアップ通知によりプライバシーポリシーを表示させることで、「告知」を済ませ、関連ページに設置した「同意する」の選択肢にチェックマークを入れさせる、又はボタンを押させることで、ユーザーの「同意」を取り付けている。非明示的な同意(黙示の承諾等)ではなく、このように、ユーザーが「自発的に」同意のチェックマークを入れさせることが、個人情報主体の「同意」を取得するためのスタンダードな方式になっている。

なお、この「告知と同意」の形式も、特殊なシーンでは多様化がみられる。「自動車データ安全管理若干規定(試行)」では、自動車データ取扱者に対し、ユーザーマニュアル、車載用ディスプレイ、音声、関連アプリ等を用いて、分かりやすい方法により、個人情報に係る事項を告知しなければならないと定められている。

(2) 契約の締結、履行に不可欠

個人と個人情報取扱者との間で契約を締結する、又は履行するにあたり、個人情報取扱者が、その個人情報を取扱うことが不可欠である場合には、当該個人がその旨を明確に知ったうえで、自発的に提供されるものでなければならない。こうした状況は、個人情報取扱者と個人が平等な民事主体として契約の両当事者となる場合にのみ適用されるが、特に電子商取引において多く見受けられる。例えば、オンラインショップが受注した商品を発送するにあたり、ユーザーから、受取人の氏名、住所、連絡先等の情報を取得する必要がある。その支払いが銀行振込やクレジットカード決済であれば、その銀行口座番号やクレジットカード番号の情報を取得する必要がある。こうした状況における個人情報の取扱は、いずれも契約の締結又は履行に不可欠であれば合法とみなされる¹が、実際に、契約の締結又は履行に不可欠であるか否かの判断は、法理論的な視点からの問題解析のアプローチができる長年の実務経験が必要となり、事業者、法執行機関いずれも簡単に判断が下せる基準があるわけではないことから、契約の締結、履行に不可欠であることが、個人情報の合法的な取扱を根拠づける状況は多くないため、注意が必要である。

(3) 法定職責

法定職責とは、法令の規定に従い、政府機関に与えられた職権及び責任をいう。政府機関がその法定職責を履行するために、個人情報の取扱が不可欠な場合には、個人の同意の取得を要しない。例えば、「中華人民共和国刑事訴訟法」第 132 条第 1 項では、「被害者、被疑者の特徴、被害状況又は生理状況を確定するために、身体の検査を行い、指紋をとり、血液、尿液等の生体試料を採取することができる」と定めている。つまり、公安機関又は検察機関が犯罪捜査のために、個人の生体情報等を強制的に収集することは、法定職責の履行に該当する。なお、政府機関が法定職責を履行することを、個人情報の合法的な取扱の根拠とする場合、個人情報保護法第 34 条により、法律、行政法規に定める権限、手続に従い実行しなければならず、法定職責の履行に必要な範囲及び限度を超えてはならない。

(4) 突発的公共衛生事件

「突発的公共衛生事件緊急対応条例」第 2 条によると、突発的公共衛生事件とは、突然発生し、社会公衆健康に著しい損害を与える、又は与えうる重大な感染症の拡大、原因不明な集団性疾患、重大な

¹ 参考文献: 程嘯、王苑「個人情報取扱において個人の同意の取得を要さない事由について」(『人民司法』2021 年第 22 期掲載)

食中毒及び業務上の中毒並びに公衆健康に著しく影響を与えるその他の事件をいう。中国政府は、新型コロナウイルス感染症への対策を講じる中で、ビッグデータ分析、位置情報、行動履歴等の個人情報を収集し、感染状況の予測・早期警戒、行動制限、物資の分配等の面で重要な作用を発揮した。例えば、各地の健康宝アプリによる個人情報の取扱は、この原則を根拠とした合法的なものといえる。

3. 今後の見通し

個人情報保護法第 13 条に定める 7 項目の個人情報の合法的な取扱のための事由は、それぞれ実現のための要件があり、選択を誤れば、又は正確性に欠ければ、個人情報の違法な取扱と認定されてしまうことから、事業者は、その運営において、各事由に適用する状況を検討し、正確に把握する必要がある。

II 「個別の同意」ルール

1. 関連規定

個人情報保護法第 14 条では、「個別の同意」制度が設けられている。法定の状況において、個人情報取扱者は、その取扱目的、行為等について、個人に告知したうえで個別の同意を取得しなければならない。これは、個人情報保護法第 13 条第 2 項第 1 号に定める「同意の取得」の補充的要件といえる。

個人情報保護法では、「個別の同意」を取得しなければならない状況について、次のように定めている。

第 23 条: 他の個人情報取扱者に個人情報を提供する場合

第 25 条: 個人情報を公開する場合

第 26 条: 公共の場所に画像を収集し、個人の身元を識別する機器を設置する場合

第 29 条: 機微な個人情報を取扱う場合

第 40 条: 個人情報を国外に提供する場合

「個別の同意」の取得について、以下、現時点での実施状況や今後の展望を分析する。

2. 実施状況

(1) 他の個人情報取扱者に個人情報を提供する場合

アプリの中には、ユーザーは、他のプラットフォームのアカウントを使用して登録・ログインすることができるものが多い。このとき、個人情報取扱者(アプリ)が、ユーザーのアカウント情報を他の個人情報取扱者に提供する状況が存在する。この場合、コンプライアンスが整っているアプリであれば、ポップアップ通知の形式により、アカウント情報の権限付与事項(明示)をユーザーに告知し、他の個人情報取扱者に個人情報を提供することについて、個別の同意を取得する。

(2) 個人情報を公開する場合

一般的に、収集したユーザー/顧客の個人情報の公開を必要とする場面は少なく、多くが個人情報主体の自発的な選択に基づくものである。例えば、某アプリでは、抽選に当たった人の情報(例: 微信の二

ックネーム、プロフィール写真、携帯電話番号)を合法的に公開するために、事前に、この活動のルールや抽選に当たるとその個人情報が公開されることについて告知し、ユーザーの個別の同意を取得している。ただし、その場合でも、公開前に非識別化等のデータ処理を行わなければならないため注意が必要である。なお、法令又は司法手続上の要求や、他人の人身・財産の安全を保護するためのもの等、同意なく公開される状況についてもプライバシーポリシー等にて告知しなければならない。

(3) 公共の場所に画像を収集し、個人の身元を識別する機器を設置する場合

例えば、店内に顔認証機能を内蔵したカメラを設置し、来店客のデータを収集している事業者の違法行為について、国際消費者権益デー(3月15日)に毎年放送されるテレビ番組「中国315晚会」にて取り上げられ、各界の注目を浴びたことは記憶に新しい。個人情報保護法第26条には、「個人情報取扱者が公共の場所に画像を収集し、個人の身元を識別する機器を設置することは、公共安全の擁護に必要な場合でなければならず、国の関連規定を遵守し、かつ、目立つ注意喚起標識を設置しなければならない。収集した個人の画像、身元識別情報は、公共安全擁護の目的にのみ用いることができ、その他の目的に用いてはならない」と定めている。つまり、店内に、顔認証機能を内蔵するカメラを設置し、個人情報を収集する行為について、個人情報保護法は、撮影中であることの注意書きを掲げるほか、個人情報を収集し、使用することの目的及び範囲等を告知することを要求している。これらの前提がない限り、法執行機関より、来店客から有効な「個別の同意」を得ていないと認定される可能性がある。

(4) 機微な個人情報を取扱う場合

機微な個人情報とは、漏洩し、又は不法使用されると、自然人の人格・尊厳が侵害され、又は人身、財産の安全が脅かされることを容易に招く個人情報をいう。例えば、生体認証、宗教・信仰、特定身分、医療・健康、金融口座、移動履歴等の情報、14歳未満の未成年者の個人情報がそれに該当する。なお、国家標準「情報安全技術 個人情報安全規範」の附録において、機微な個人情報の類型が例示されている。

機微な個人情報の取扱いについて個別の同意を取得する一般的な例としては、アプリが端末デバイスのシステムから機微な個人情報を取得する状況においてよく見受けられる。通常、アプリがポップアップ表示(通常の告知文書を変更したものを掲示又はバナー通知の追加)の形式で、権限付与の目的と方式、取得する機微な個人情報の類型をユーザーに知らせたうえで、「個別の同意」を得ている。

(5) 個人情報を国外に提供する場合

個人情報保護法第39条には、個人情報取扱者は、国外へ個人情報を提供する場合には、国外の移転先の名称又は氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類、並びに個人が国外移転先に対し本法の定める権利を行使する方法及び手続等の事項を個人に告知し、かつ、個人の個別の同意を取得しなければならないと定めている。

例えば、アプリが取扱う個人情報が国外に伝送される場合、選択肢を表示させ、個別にチェックを入れさせる等の方法によりユーザーの個別の同意を取得している。国際線エアチケットを販売する某アプリでは、注文ページ下方から、「個人情報の権限付与に係る表明」ページを掲示させ、個人情報保護法第39条に定める告知事項をユーザーに事前に閲読させる仕組みになっている。

3. 今後の見通し

「個人の個別の同意」は、個人情報保護における重要な事項であるが、その実施についてはあまり推進されていない状況であるといえる。その原因の一つ目として、個人情報保護法では「個別の同意」の定義が明文化されていないことにある。これについては、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」において、「データ取扱者が、データの取扱活動を実施するにあたり、各個人情報について、個人の同意を取得すること」とし、「複数項目の個人情報、複数の取扱活動に対する同意を一括で得ることは含まれない」と定義されている²ことから、個人情報取扱者はよく考察を行うべきであろう。もう一つの原因としては、今のところ、個人情報取扱者による個人情報の越境移転、公共の場所にカメラ又は個人の身元を識別する機器の設置、機微な個人情報の取扱(例:オンライン診療等の製品)等の状況において、その個別の同意を取得する義務を果たすためのルールが不十分である。

III 個人情報主体の権利に関する条項

1. 関連規定

個人情報保護法第4章では、下表のとおり、個人情報取扱活動における個人の権利について定めている。

第44条	知る権利、自己決定権
第45条	閲覧権、複製権、データポータビリティ権
第46条	訂正権、補充権
第47条	削除権
第48条	説明を受ける権利
第49条	死者の個人情報について行使できる権利

このほか、個人情報保護法第15条では、取消権(同意撤回権)の保障について定めている。また、第50条には、「個人情報取扱者は、迅速かつ便利な個人の権利行使の申請受理及び処理メカニズムを確立しなければならない」とする事業者の義務を課している。

2. 実施状況

(1) 知る権利、自己決定権

一般的に、個人情報主体の知る権利、自己決定権は、告知された内容を理解したうえで、自分の個人情報を、個人情報取扱者が取扱うことについて許可するか否を決定する場面にて行使されている。この告知方法について、近年、法執行機関よりその最適化が推進されている。例えば、「情報通信サービス察知向上行動」政策を推進する工業情報化部は、関連事業者に対し、アプリ(第三者のソフトウェア開発キット SDK が組み込まれたものを含む)内で、個人情報の収集、共有状況をユーザー自身が確認することができる「個人情報収集リスト」及び「第三者と共有する個人情報リスト」を掲示するよう要求している。通常、この2つのリストは、アプリの「設定」若しくは「プライバシー管理」メニュー、又はプライバシーポリシーに組み込まれていることが多い。なお、「第三者と共有する個人情報リスト」は、取扱を外部委託するもの、共同利用するもの、SDKによって取得されるもの等に分けているものもある。

² 「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」第73条(八)

(2) 閲覧権、訂正・補充権

一般的に、「個人情報閲覧」メニューから、収集された自分の個人情報や収集状況を確認できるようになっているが、上記の「個人情報収集リスト」を設けることで、ユーザーが閲覧権を行使できる機能を提供している。また、何段階かのメニューを展開していけば、個人情報の一部をユーザー自身が訂正・補充できるものも多くなっている。なお、ユーザーが個人情報を閲覧・訂正・補充するにあたり、セキュリティ管理上、認証(本人確認)を要するのが一般的である。

(3) 複製権、ポータビリティ権

現在、一部の個人情報(ユーザー名、プロフィール画像、登録情報等の情報主体のアカウント情報)を、メール送信等の形式により、ユーザーがダウンロードできる機能を備えたものが多くなっている。個人情報の種類によっては、公開されている運営者の連絡先に開示請求する必要があるものもあるが、基本的には、個人の複製権は保障されつつある。だが、現状、それを直接、別のアプリ等に移転する機能が設けられていないのが一般的である。つまり、個人情報保護法第45条第3項に「個人が、個人情報をその指定する個人情報取扱者に移転することを請求し、国家インターネット情報機関が定める条件に合致する場合、個人情報取扱者は、移転するルートを提供しなければならない」と定めているが、詳細については現行法では明文化されておらず、この「ポータビリティ権」の保障については、現時点では模索段階にあるといえるだろう。

(4) 取消権(同意撤回権)

個人情報保護法第15条では、「個人の同意に基づき個人情報を取扱う場合、個人は、その同意を撤回する権利を有する。個人情報取扱者は、迅速かつ便利な同意撤回の方法を提供しなければならない」と定めている。現在、多くのアプリでは、「権限管理」のメニューがあり、特定の権限を付与する/付与しない(即ち、同意する/同意を撤回する)旨の選択肢が設けられているが、その機能がないアプリもあり、その場合、ユーザーは端末上の「設定」メニューから「デバイス管理」を開き、その操作を行わなければならない。なお、第三者への個人情報の共有について、同意/同意撤回の切替ができる機能を備えたアプリも登場している。

(5) 説明を受ける権利

個人情報保護法第48条には、「個人は、個人情報取扱者に対し、その個人情報取扱規則について説明するよう要求する権利を有する」と定めている。この権利は、AI等を活用したユーザーの意思決定の自動化を許可するか否かの場面において行使されることが一般的である。個人情報取扱者は、ユーザーの意思決定を自動化するにあたり、個人情報主体への説明のほか、意思決定の透明性及び結果の公平・公正性を確保したうえで、個人情報主体がそれを拒絶する権利を保障しなければならない。通常、プライバシーポリシーにおいて、使用するアルゴリズム(パーソナライズドレコメンド、情報検索、選択ソート等)を公表しているアプリが多い。また、「パーソナライズされたおすすめ機能」をオフにできる機能を備えたアプリも一般化している。

(6) 削除権

現在、ほとんどのアプリで、ユーザー自身がその使用履歴、キャッシュデータを削除することができる。

また、SNS 系のアプリでは、さらに広い削除権が付与されており、ユーザーはチャット履歴(グループチャットを含む)や、公開した投稿等も削除することができる。中には、「ログイン時に使用したデバイス」の記録を削除することが可能なものもある。また、ほとんどのアプリではアカウントを完全に削除することが可能であるが、「アカウント削除に関する注意事項」を掲示することにより、アカウント削除に伴う影響に関する注意喚起や、削除ができない状況の説明を行っている。

(7) 死者の個人情報について行使できる権利

個人情報保護法第 49 条には、「自然人が死亡した場合、その近親者は、自身の合法的で正当な利益のために、死者の関連個人情報について、本章に定める閲覧、複製、訂正、削除等の権利を行使することができる。死者が生前に別段の手配をしていた場合はこの限りでない」と定めている。通常、プライバシーポリシーにおいて、「死者の個人情報保護」又は「死者の近親者の権利」について定めていることが多い。

(8) 対応体制

個人の権利行使の申請受理及び処理メカニズムについては、通常、プライバシーポリシーの冒頭や末尾にメールアドレス等の個人情報保護担当窓口の連絡先を掲示し、運営側の対応体制を敷いていることが多い。一般的に、「アプリ個人情報違法収集・使用行為認定弁法」の要求に従い、個人情報主体から申出を受けた日から 15 日以内に対応するとしているが、中には 48 時間以内の対応を確約しているアプリもある。

3. 今後の見通し

上述のとおり、個人情報主体による権利行使は、その個人情報が事業者により取扱われる状況において、自身の権利利益を守るための有効な手段となっている。個人情報保護法の施行から 1 年が経過したが、その間における法執行機関の推進、各業界の個人情報取扱者の取組みにより、個人情報主体の権利行使において良好な環境が整備されつつある。今後、関連法令の更なる明確化に伴い、個人情報のポータビリティ権の保障等、個人情報に関わる個人の権利がより強化され、個人の権利利益の一層の保護が図られることが期待される。

(※本稿後半部分は次号にて掲載予定)

➤ 2022年11月重要法令解説目次

No.	日本語	中国語	公布機関	公布日	施行日	ページ
1	<u>ICV 参入及び公道走行試行業務の展開に関する通知(意見募集稿)</u>	关于开展智能网联汽车准入和上路通行试点工作的通知(征求意见稿)	工業情報化部	11月2日	/	9
2	<u>サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範V2.0(意見募集稿)</u>	网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范V2.0(征求意见稿)	全国情報安全標準化技術委員会	11月8日	/	9
3	<u>インターネットコメント投稿サービス管理規定</u>	互联网跟帖评论服务管理规定	国家インターネット情報弁公室	11月16日	12月15日	10
4	<u>個人情報保護認証実施規則</u>	个人信息保护认证实施规则	国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室	11月18日	11月18日	11
5	<u>不正競争防止法(改正草案意見募集稿)</u>	反不正当竞争法(修订草案征求意见稿)	国家市場監督管理総局	11月22日	/	11

➤ 2022年11月重要法令解説

1. ICV 参入及び公道走行試行業務の展開に関する通知(意見募集稿)(中国語:关于开展智能网联汽车准入和上路通行试点工作的通知(征求意见稿))

工業情報化部 2022年11月2日公表

公示サイト: https://www.miit.gov.cn/gzcy/yjzj/art/2022/art_4ae46de7edee4a72adb611b3c67b9d6e.html

为推进智能网联汽车推广应用,提升智能网联汽车产品性能和安全运行水平,工业和信息化部于2022年11月2日发布了《关于开展智能网联汽车准入和上路通行试点工作的通知(征求意见稿)》(以下简称“征求意见稿”)。意见反馈截止日期为2022年12月1日。

根据征求意见稿,试点内容包括:(1)遴选符合相关条件的道路机动车辆生产企业和具备量产条件的搭载自动驾驶功能【指中华人民共和国国家标准《汽车驾驶自动化分级》中的3级驾驶自动化(有条件自动驾驶)和4级驾驶自动化(高度自动驾驶)功能】的智能网联汽车产品,展开准入试点。(2)对通过准入试点的智能网联汽车产品,在试点城市的限定道路区域内开展上路通行试点。

在试点的汽车生产企业方面,强调试点企业应具备网络安全、数据安全、软件升级、风险与突发事件等安全保障能力,同时应具备智能网联汽车产品安全监测服务平台,可对试点车辆的安全状态进行监测,并建立报告机制。

在试点城市方面,应当具备相应的地方性法规或管理政策、组织协调机制等政策保障条件。同时应当具备符合一定条件的公共道路、交通基础设施、通信基础设施、高精度地图等必要的基础设施条件,试点道路的交通设施应当符合国家法律法规和技术标准要求。

Intelligent Connected Vehicle(いわゆるコネクテッドカー。以下、「ICV」という)の普及を促進し、ICV製品の性能と安全性を向上させるため、2022年11月2日、工業情報化部より「ICV参入及び公道走行試行業務の展開に関する通知(意見募集稿)」が公表され、2022年12月1日までパブリックコメントに付された。試行業務案の内容は次のとおり。

(1)関連条件に適合する自動車生産企業及び量産化の条件を満たす自動運転機能(国家標準「自動車運転自動化レベル」に定める3級(条件付き自動運転)及び4級(高度自動運転)機能を指す)を搭載したICV製品を選定し、参入施行業務を展開する。

(2)参入試行業務に選ばれたICV製品は、試行都市の指定エリアで公道走行の試行を実施する。

試行企業となる自動車生産企業は、ネットワークセキュリティ、データセキュリティ、ソフトウェアのアップグレード、リスクと突発事件等への安全保障能力を備えていなければならない。また、試行車両の安全状態を監視するICV製品の安全モニタリングサービスプラットフォームを備え、報告体制を構築しなければならない。

試行都市は、相応の地方性法令、管理政策、協調メカニズム等の政策保障条件を有した、条件に適合する公道、交通インフラ、通信インフラ、高精度地図等の必要なインフラ条件を備えていなければならない。また、試行する道路の交通安全施設は国の法令及び技術標準の要求に適合したものでなければならない。

2. サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0(意見募集稿)(中国語:网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0(征求意见稿))

全国情報安全標準化技術委員会 2022年11月8日公表

公示サイト: <https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20221108180519>

2022年6月24日,全国信息安全标准化技术委员会(以下简称“信标委”)发布了《网络安全标准实践指南 个人信息跨境处理活动认证技术规范》(以下简称“现行规范”),成为首个探索

个人信息跨境处理活动的认证制度。而仅仅过了 5 个月的时间，信标委再次发布认证规范 v2.0（征求意见稿）版本，截至 2022 年 11 月 15 日向社会公开征求意见。此次修改主要针对此前的认证规范要求进行了细化，其主要变化如下：

（一）相较于现行规范，适用情形范围扩大至“个人信息处理者开展个人信息跨境处理活动”；

（二）就开展个人信息跨境处理活动的个人信息处理者和境外接收方签订的具有法律约束力和可执行的文件应涵盖的内容进行了较大程度更新；

（三）进一步强调个人信息保护机构在保障个人信息安全、进行合规审计以及配合调查方面的职责；

（四）相较于现行规范，在个人信息保护影响评估方面新增了多项评估报告应包括的事项，且评估报告至少保存 3 年，这与《个人信息保护法》的要求进行了衔接。

2022 年 6 月 24 日、全国情報安全標準化技術委員会より、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範」（以下、「現行規範」という）が公布された。それから 5 か月もたないうちに、その改正案「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0（意見募集稿）」が同委員会から公表され、2022 年 11 月 15 日までパブリックコメントに付された。この改正案は現行規範に定める認証規範の要求を詳細化したものである。主な内容は以下のとおり。

（1）現行標準と比べ、「個人情報取扱者による個人情報越境取扱活動に適用する」と、その適用の範囲を大きく拡大している。

（2）個人情報越境取扱活動を展開する個人情報取扱者と国外の移転先との間で締結する契約書等（法的拘束力を有し、執行可能な文書）に含むべき内容について詳細化及び追加がなされた。

（3）個人情報安全保障、コンプライアンス監査及び調査への協力における個人情報保護に係る担当部署の職責をさらに強調した。

（4）個人情報保護影響評価報告書に記載すべき事項について複数項目が追加された。また、「個人情報保護法」の要求に基づき、評価報告書は 3 年以上の保存が義務付けられた。

3. インターネットコメント投稿サービス管理規定（中国語：互联网跟贴评论服务管理规定）

国家インターネット情報弁公室 2022 年 11 月 16 日公布 2022 年 12 月 15 日施行

公示サイト：http://www.cac.gov.cn/2022-11/16/c_1670253725725039.htm

目前，跟贴评论服务已经成为各类传播平台的标配，也成为广大网民互动交流、表达意见、舆论监督的重要方式。但在评论区发表谩骂攻击、违背社会公序良俗的极端言论，发布淫秽色情、血腥暴力、虚假广告等违规信息的乱象屡见不鲜。早在 2017 年就发布实施《互联网跟贴评论服务管理规定》，虽取得一定成效，但乱象仍未得到有效遏制。因此，国家互联网信息办公室于 2022 年 11 月 16 日发布《互联网跟贴评论服务管理规定》（2022 年修订）（以下简称“新规定”），重点明确了跟贴评论服务提供者（指以评论、回复、留言等方式，为用户提供发表文字、表情等服务的具有舆论属性或社会动员能力的平台）的管理责任、跟贴评论服务使用者和公众账号运营者应当遵守的有关要求等内容。新规定的要点如下：

（一）跟贴评论服务提供者应当按照用户服务协议对跟贴评论服务使用者和公众账号生产运营者进行规范管理；

（二）公众账号生产运营者应当对账号跟贴评论信息内容加强审核管理，及时发现跟贴评论环节违法和不良信息内容并采取必要措施；

（三）公众账号生产运营者可按照用户服务协议向跟贴评论服务提供者申请跟贴评论区管理权限。跟贴评论服务提供者应当对公众账号生产运营者的跟贴评论管理情况进行评估后，合理设置管理权限，提供相关技术支持。

現在、コメント投稿サービス機能は、各種メディアプラットフォームにおける標準仕様の機能であり、

ネットユーザーによる情報発信・交流の場として、また世論監視の対象として、重要なツールとなっている。だが、誹謗中傷、公序良俗に反する過激な言論、卑猥な内容、残虐な描写、虚偽・誇大な宣伝・広告等、違法な表現・情報が表示されることも珍しくない。そうした行為を規制するために、2017年、「インターネットコメント投稿サービス管理規定」が公布・施行された。同法により、一定の成果が得られたものの、より有効な規制を図ることを目的として、このたび、国家インターネット情報弁公室より、改正「インターネットコメントサービス管理規定」が公布された。改正法によると、コメント投稿機能サービス提供者（文字、絵文字等によりコメント、返信、メッセージ等を表示させる機能を提供し、世論を形成させる性質を持つプラットフォーム）の管理責任、コメント投稿サービス機能の使用者及び公式アカウント開設事業者が遵守すべき内容について明確した。主な内容は以下のとおり。

(1) コメント投稿機能サービス提供者は、ユーザー利用規約に従い、コメント投稿サービス機能の使用者及び公式アカウント開設事業者への規範化された管理を行わなければならない。

(2) 公式アカウント開設事業者は、アカウントのコメント内容について審査を強化し、違法なコメント及び不良な情報を遅滞なく発見し、必要な措置を講じなければならない。

(3) 公式アカウント開設事業者は、ユーザー利用規約に従い、コメント投稿サービス機能提供者にコメントを管理する権限を申請することができる。コメント投稿サービス機能提供者は、公式アカウント開設事業者によるコメントの管理能力について評価したうえで、合理的な範囲内で管理の権限を付与し、関連する技術的サポートを提供しなければならない。

4. 個人情報保護認証実施規則(中国語: 个人信息保护认证实施规则)

国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室 2022年11月18日公布、施行
公示サイト: http://www.cac.gov.cn/2022-11/18/c_1670399936983876.htm

2022年11月18日、国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室共同发布《个人信息保护认证实施规则》(以下简称《实施规则》)。《实施规则》明确了个人信息保护认证的适用范围、认证依据、认证模式、认证实施程序、认证证书和认证标志等内容,规定了个人信息处理者开展个人信息收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除以及跨境等处理活动进行认证的基本原则和要求。

根据《实施规则》,个人信息保护认证的认证模式为:技术验证+现场审核+获证后监督。认证证书有效期为3年。认证委托人在认证证书有效期内可申请认证证书暂停、注销。当获得认证的个人信息处理者不再符合认证要求时,认证机构应当及时对认证证书予以暂停直至撤销。

2022年11月18日、国家市場監督管理総局及び国家インターネット情報弁公室より、「個人情報保護認証実施規則」(以下、「実施規則」という)が公布された。実施規則は、個人情報保護認証の適用対象、認証の根拠、認証のモデル、認証の手続、認証証書及び認証マーク等について定めている。また、個人情報取扱者による個人情報の収集、保管、使用、加工、伝送、提供、公開、削除、越境移転等の取扱活動に対する認証の基本原則及び要求を示している。

実施規則によると、個人情報保護の認証モデルは、技術検証+現場審査+事後監督とする。認証証書の有効期間は3年とし、認証取得者は、有効期間内に認証証書の一時停止、抹消を申請することができる。認証を受けた個人情報取扱者が認証要件を満たさなくなった場合、認証機構は速やかに認証証書を一時停止させ、失効させなければならない。

5. 不正競争防止法(改正草案意見募集稿)(中国語: 反不正当竞争法(修订草案征求意见稿))

国家市場監督管理総局 2022年11月22日公表
公示サイト: https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202211/t20221121_351812.html

《中华人民共和国反不正当竞争法》自1993年正式施行,经过2017年、2019年两次修订后,即将面临新一轮修订。2022年11月22日、国家市场监管总局发布《中华人民共和国反不正

当竞争法（修订草案征求意见稿），征集意见截止日为 2022 年 12 月 22 日。本次《修订草案》的核心在于加强及完善了对数字经济背景下不正当竞争行为的规制。修订要点如下：

- （一）对数字经济领域中的不正当竞争行为进行了细化，增加明确不得利用数据和算法、技术、资本优势以及平台规则从事不正当竞争；
- （二）将禁止帮助他人实施不正当竞争行为列入基本原则，扩大了对不正当竞争实施帮助行为的适用范围；
- （三）新增对“具有相对优势地位的经营者”实施的损害公平交易行为的规制；
- （四）进一步加强了对商业贿赂的规制，将交易相对方重新纳入受贿对象范围（2017 年修订的《反不正当竞争法》从受贿对象范围中删除了“交易相对方”）；
- （五）新增不正当竞争行为的类型，包括损害公平交易行为和恶意交易行为；
- （六）调整违法行为的处罚额度，将惩罚性赔偿和法定赔偿的适用范围扩大至所有不正当竞争行为。

「中華人民共和国不正競争防止法」は、1993 年の施行後、2017 年と 2019 年の 2 回にわたって改正が行われてきたが、このたび、3 回目の改正に向けた準備が進んでいる。2022 年 11 月 22 日、国家市場監督管理総局より、「中華人民共和国不正競争防止法（改正草案意見募集稿）」が公表され、12 月 22 日を締切日とするパブリックコメント手続に付された。このたびの改正の動きは、デジタル経済を背景とした不正競争行為に対する規制を強化することが主な目的とされている。主な内容は以下のとおり。

- （1）デジタル経済を背景とした新型の不正競争行為に関連する規定を詳細化した。データ、アルゴリズム、技術、資本優位性、プラットフォーム規則を利用して、不正競争を行ってはならないことが明確に定められた。
- （2）「他人による不正競争行為の実施を幫助してはならない」とする原則的な規定を盛り込み、不正競争の幫助行為について、規制範囲を拡大した。
- （3）「相対優越的地位」を有する事業者による公平な取引に影響を与える行為への規制を新設した。
- （4）商業賄賂についての規制をさらに強化し、規制範囲とする収賄対象について、2017 年の改正で、削除した「取引相手方」を再度、その範囲に組み入れた。
- （5）不正競争行為の種類（公平取引行為を損なう行為、悪意による取引行為等）を新設した。
- （6）違法行為に対する過料額を調整し、懲罰性賠償制度及び法定賠償制度がすべての不正競争行為に適用することとした。

☆編集・発行:環球法律事務所(GLOBAL LAW OFFICE)日本業務チーム

編集・発行責任者:劉 淑珺(Liu Shujun)(パートナー、日本語対応可能)

メールアドレス: liushujun@glo.com.cn

直通電話: +86 10 6584 6601

ファックス: +86 10 6584 6666/6677

編集・発行責任者:鮑 榮振(Bao Rongzhen)(パートナー、日本語対応可能)

メールアドレス: baorongzhen@glo.com.cn

直通電話: +86 10 6584 6609

ファックス: +86 10 6584 6666/6677

上記のほか、第 68 号中国法速報は下記の弁護士が執筆・編集を担当しました。

李昱 翁夢竹 GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。本速報の著作権及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。

当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております(内容は、日本語版ニュースレターのものとは異なります)。ご興味ございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。